「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」 (中央教育審議会 答申概要)

(平成14年8月5日)

基本的な考え方 ※※※※※

大学の教育研究の質の保証の必要性

- ・我が国の知的基盤の充実 国際競争力の強化
- ・国際的通用性の確保

規制改革の流れ

・事前規制型 事後チェック型へ

жыние жыние жыние жыние жынин жылын жы



国による<u>設置認可を弾力化</u>するとともに、 第三者による継続的な評価体制を整備

設置認可の対象を限定

学部であっても一定の場合には届出で設置を可能に

組織改編の前後で授与する学位の種類・分野に変更がない場合は認可 不要

(例)・経済学部の中の経営学科を独立させて経営学部を設置する場合 ・理学部と工学部を統合して理工学部を設置する場合 など

大都市部における大学設置の抑制方針を撤廃

首都圏、近畿圏、中部圏における工業(場)等制限区域・準制限区域 内の大学設置規制方針を撤廃

ただし、地方の大学への配慮については別途検討

新たな第三者評価制度を導入

国の認証を受けた評価機関が大学を定期的に評価し、一定基準に達しているかどうかをチェック

法令違反状態の大学に対する是正措置

閉鎖命令を発動するに至る事前の緩やかな措置(改善勧告、変更命令等)を導入